

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2009年12月2日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No. 70】

息子の社長就任をめぐる支離滅裂な松崎証言！

東労組元会長の松崎明氏の息子で組合員でもないA氏は、JR総連関連会社「さつき企画」の社長に就任していたが、松崎氏はこのことについて「週刊現代裁判」の尋問の中で、以下の通り証言しているが、その内容は支離滅裂でよくわからない。

(被告代理人)さつき企画は、株主があなたお一人ということかもしれませんが、基本的にはJR東労組、あるいはJR総連の関連の会社だろうと思いますが、そういう会社に東労組、あるいは総連の組合員でない人が取締役、あるいは代表取締役に入るということは極めて異例なのではないでしょうか。(松崎)異例ではないと思いますが、私はそのことは望んでおりませんでした。(代理人)普通に言うと、あなたが唯一の株主であって100%(注:株式を)保有しているんだと、そういう会社であり、なおかつ東労組、総連の関連の会社であると、そういう会社に、あなたの息子さんであり、なおかつ東労組、総連の組合員でない人が入ると、やっぱりこれは襟を正すというような意味合いでも、仮に誰かが、息子さん適任ですよというようなお話があったとしても、それはさせませんというふうにしたということとは考えなかったですか。(松崎)おっしゃる通り、いたしました。(代理人)そしたら。(松崎)そしたら、Aを社長にすべきだと、こういう主張を強引にしたのが新潟のMという人です。私は、息子を社長にすれば、とやかうるさい方々がいろいろ言うであろうことは当然予想できましたから、私も反対だし、倅もそれはならないと言っております。(代理人)それはいいんだけど、(注:A氏は取締役に)なりましたよね。(松崎)なりました。(代理人)あなたも賛成したんでしょう。(松崎)しません。(代理人)100%の株式を保有している唯一の株主が絶対に反対だと言っても、取締役に選任できたんですか。(松崎)それは、推薦する人がいたからそうなったんです。(代理人)株式会社の取締役ってどこで選任されるんですか。(松崎)それは、さつき企画に協力をしてくれる人たちの互選でそうなったと思います。(代理人)さつき企画は株式会社ですか。(松崎)そうです。(代理人)株主総会を開いていたんですか。(松崎)もちろんです。(代理人)普通、どんな株式会社でも取締役は株主総会で選任するんですけれども、さつき企画はそうじゃなかったんですか。(松崎)いや、そうだと思いますよ。(代理人)あなたは賛成したんでしょう。(松崎)私はその総会に出ていませんで、いや、出ているかもしれませんが、取締役にすることは承認したかもしれませんが、社長になることは反対でありましたから。(代理人)問題、分けましょうよ。Aさんが取締役にすることは賛成したんですか。(松崎)だと思えます。(代理人)賛成しなければできませんからね、なりっこはないんだから。(松崎)はい。

息子の社長就任に異を唱える者は「うるさい方々」なのか？！

「さつき企画」の唯一の株主としての自覚に欠ける、何ともあやふやな証言である。代理人の追及の通り、松崎氏の賛成なくして取締役の選任はできない。証言内容が正しいとすれば、松崎氏は息子の取締役就任に反対だったが、結局、賛成したということらしい。松崎氏は「とやかうるさい方々がいろいろ言うであろうことは当然予想できましたから」と述べているが、息子の社長就任に異を唱える者は「とやかうるさい方々」という認識なのだろう。新潟のM氏の名前が出てきたが、なぜ松崎氏が息子の取締役、代表取締役への就任に賛成したのか、彼の弁明について、次号で詳しく検証したい。

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2009年12月7日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No. 71】

松崎氏息子の社長就任はJR革マル内の利権争いが理由？！

東労組元会長・松崎明氏は、「週刊現代裁判」における以下の自身の証言(2009年1月26日)によると、息子のA氏がJR総連関連会社「さつき企画」の取締役就任には賛成したが、社長就任には反対だったらしい。その理由に、A氏が有能な人物であること、松崎氏の元は同士であった新潟のM氏が社長を狙っていたことを挙げている。

(被告代理人)(注:息子の取締役就任に)なぜ賛成したんですか。(松崎)それは、彼がいろいろ歌を作ったりしてあちらこちらの組合と関係を持っていたから、当時、人選をいろいろ考えていたときに、多くの皆さんがA君にやってもらったらどうかと、そういうことで、あの下に音楽事務所を持っていたから、しょっちゅうそこで出入りをしていて、そういう関係からそのような推薦を受けたんです。(代理人)あの下というのは、どこの下ですか。(松崎)目黒さつき会館ですね。1階ですね。(代理人)何階に何があるんですか。(松崎)現在は、2階に福祉事業協会と国際労働総研、総合研究所があり、それは3階ですね、2階はJR総連事務所です。その下です。(代理人)しかし、組合の歌を作るとか何とかいうようなことであれば、委託して作ってもらえば当然それでいいわけで、やっぱり唯一の株主の息子さんが取締役になるよということは、組織を私物化してるんじゃないのかという批判が当然出てくるだろうことは予測してましたよね。(松崎)はい。(代理人)それにもかかわらず、あえて取締役に就任することに賛成したのはどうしてですか。(松崎)認めました。(代理人)だからどうしてなんですか。(松崎)それは彼が有能な人物だからです。(代理人)代表取締役にになったのは、これも賛成した。(松崎)賛成しません。(代理人)有能だったら賛成してもいいんじゃないの。(松崎)私は、とかくのつまらない罵詈雑言、ためにする批判、そういうものが起こるであろうことは予知しておりましたから、息子にもその意思是伝えてありますし、息子もよく分かっておりましたが、別の意図が働いたんです。(代理人)何ですか。(松崎)それは先ほど言いましたように、新潟から来ていたMというのが、Aを執拗に社長に推したからです。(代理人)そうするとそうなっちゃうんですか。(松崎)そうして、みんなが反対を、Aになることについては反対ですが、これは意図が明々白々だったわけです。Mは、私がノーと言っている息子を社長に推せば、必ず推した自分のところに社長のいすが回ってくる、そういう姑息な意思であることは皆さんが見抜いていましたから、したがって、消去法でいけばMのほかには誰かということになって、Mです、それを営業部長のままにして、Aが社長に推薦され、それはやむを得ないということになったのだと思います。最終的に私も承知をいたしました。(代理人)その時点では、他の方との考慮もあったかも知れないけれども、Aさんが最も代表取締役に適任であると考えてその就任に賛成したということですか。(松崎)能力からみてそのように思いました。消去法です。

わけのわからない利権争い、一般組合員はどう思う？！

松崎氏は「われらのインター (Vol.25、2009年9月15日発行)」でも、M氏を「分裂屋(ゼニマツ＝ガメ松ことMら)」、「動労新潟・元革マル活動家」とコケおろしている。なお、M氏は革マル派から機関紙「解放」で、九州労大量脱退事件を主導したとして、秘密黨員名を明かされている人物(No.13 参照)。弁明の真偽はわからないが、いずれにせよ、JR総連や東労組の一般組合員にはまったくわからない、JR革マル派の身内の話ばかりだ。

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2009年12月9日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No. 72】

「さつき企画」の好業績は松崎氏息子の能力によるものか？

東労組元会長の松崎明氏は、「週刊現代裁判」での証言で、息子のA氏の「さつき企画」の取締役就任を認めたのは、A氏が「目黒さつき会館」の中に音楽事務所を持って組合歌を作ったりしてJR総連の組合との関係を持っていたこと、さらに彼が有能な人物だからだと述べた。JR総連・東労組組合員の中には、A氏作曲の組合歌のCDを購入した方も多いはず。なお、西岡研介著「マングローブ」では、元JR東労組執行委員で「さつき企画」の取締役も務めていた人物の以下の話を紹介している(p.101～)。

JR東労組組合員は約49,000人。仮に役員だけが商品を買ってもかなりの数がはけます。松崎怖さに皆、嫌でも買いますから。さらに各地本にノルマを課す。-(中略)- おまけに組合という組織を使うので、営業活動もまったくいらない。各地本に「さつき企画担当」の役員がいて、彼らが各支部の注文を取ってくれる。こちらはその注文に応じて、商品を送ればいいだけ。要するに営業経費がまったくかからない「伝票会社」なんです。

息子の妻にも報酬！「知らない」「興味ない」と答える松崎氏

A氏は2000年3月に「さつき企画」の取締役に、2001年6月に代表取締役に就任し、2004年1月に退任した。松崎氏は「週刊現代裁判」での証言で、以下の通り、息子の役員就任中の報酬を1000万円程度、またA氏の妻も報酬をもらっていたと答えた。

(被告代理人)なぜ(A氏は)2004年の1月に辞めたんですか。(松崎)それはいろいろ騒ぎが起こされて、とくに分裂をしていったような方々が様々な誹謗中傷をやったり、検察公安部がいろいろ入ってきたということによる障害があったからだと思います。(代理人)どんな障害ですか。(松崎)それは、さつき企画にも公安がいろいろやってきて、嫌がらせ、妨害するであろうと、そういう思惑があったと思います。(代理人)まだ妨害されていなかったということですか。(松崎)だと思います。(代理人)ところで、Aさんは、取締役になっていた期間、報酬はどのくらいもらっていたんですか。(松崎)知りません。1000万程度かも知れません。(代理人)しかし、あなたも唯一の株主なんですから、細かな日常的なことは知らなくても、役員報酬がどのくらいかということはご存じでしょう。(松崎)いや、全然興味ないですね。(代理人)興味ないじゃなくて、あなた、ご自分のことではなくて、会社に主権者ですよ、株主といたら。(松崎)はい。(代理人)その主権者である株主、しかも唯一の株主であるあなたが、さつき企画は収支がどういふふうになっているか、こんなことについては全く興味はなかったんですか。(松崎)それは、それまで社長をやっていたSという方にすべてお任せしていたからだだと思います。(代理人)お任せしたのは結構なんだけれども、それと、唯一の株主としてやらなければいけない権利義務があるわけでしょう。(松崎)はい。(代理人)興味はなかったんですか。(松崎)はい。(代理人)株主としての監視も余りしなかったということ。(松崎)しておりません。ですから営業妨害をされました。(代理人)そんなことは聞いてません。Aさんは、取締役として年俸が1000万程度あったということでしょうか。(代理人)と思います。-(中略)-(代理人)Aさんの奥様は、さつき企画からAさんが取締役あるいは代表取締役になっていた期間、名目は何であれ、お金をもらっていましたか。(松崎)と思います。(代理人)いくらぐらい、あるいはどういう名目で。(松崎)知りません。全く関与していません。

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2009年12月14日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No. 73】

私物化批判は「悪意による宣伝」「ためにする議論」と意に介さない松崎氏！

前号の東労組元会長・松崎明氏の「週刊現代裁判」の証言にある、「騒ぎが起こされて」息子のA氏が社長を辞めたことや、さつき企画の経営を「すべてお任せしていた」松崎氏の腹心のS氏については、松崎氏らの業務上横領容疑や別荘問題に関する検証において、改めて詳しくみていきたい。なお、S氏について、松崎氏は同証言の中で以下の通り述べたが、松崎氏はS氏をよほど信頼し、金銭のやり取り一切を任せていたようだ。会社の収支を腹心に任せきりにするずさんな経営は、私物化の批判を受けても仕方ないはずだ。

(被告代理人)(注:A氏の妻の報酬を知らないとの証言に対し)それも先ほどと同じ、唯一の株主だけれども、別にそれは関与していないということ。(松崎)はい、ほとんどSという前任者に委ねておりましたから。(代理人)当時、Sさんはさつき企画ではどういう地位にいたんですか。(松崎)さつき企画社長を辞めて、顧問でしょうか、よく覚えていませんが。あるいは鉄道ファミリーというところに移っていたかもしれません。

一般組合員も「私物化」に納得していると思っているのか！？

しかし、松崎氏は息子を社長に据えることなどを「組織私物化の象徴」と批判されたことについては、以下の通り証言しており、まったく意に介していないようである。

(被告代理人)Sさんは置いといても、あなたは、非常にJR東の中では権力もあるし、協力も強い、そしてさつき企画の100%の株式を保有している、そういう人の息子が同社の取締役あるいは代表取締役になる、そしたらば、間違っても公私混同とかあるいはあなたとの関係で私物化ということを言われぬように、あなたとしては十分に注意をして、息子さんあるいはその奥様に対しても、間違ってもそんなそしりを受けないようにな、と言うのは普通だろうと思うんですが、そういうことは全く興味はなかったんですか。(松崎)いや、それはその通り普通だと思います。ただ、悪意による宣伝は、それは宣伝として出てきました。(代理人)それはいいんです、悪意の人は。だけれども善意の人にはきちんと説明すれば分かってもらえるように、例えば、Aはこのぐらいの給料をもらっている、おそらくこれだけの仕事をしているから、奥さんはこれだけの給料をもらっている、それはこれだけの仕事をしているからと、きちんと説明できるように考えなかったんですか。(松崎)別に考えてはおりませんが、今にしてみればそういうことは必要なことではあったと思います。(代理人)このAさんが入ったことに対して、組織私物化の象徴というふうな批判がなされたことは知っていますか。(松崎)はい、分裂した人から聞きました。(代理人)それ以外の人からは聞いてないの。(松崎)聞いておりません。(代理人)それは分裂した人の、ためにする議論であるという、そういうだけの理解ですか。(松崎)そう思ってます。

JR総連・東労組とはまったく関係ない息子を、自分が唯一の株主を務める組合の関連会社の社長に就任させて、その妻にまで報酬を支払ってきたことへの批判は、松崎氏にとっては「悪意による宣伝」「ためにする議論」らしい。「分裂した人」というのは、「JR東労組を良くする会」の東労組・嶋田元副委員長や本間元中央執行委員らのこと。つまり、批判するのは特殊な者で、JR総連・東労組の一般組合員は納得していると思っているのだろう。常識的にみれば、松崎氏の傲岸不遜な態度こそ、私物化の象徴ではないのか。

「検証・JR革マル浸透と組織私物化の実態！」はJR連合ホームページに掲載中！ <http://homepage1.nifty.com/JR-RENGO>

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2009年12月16日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No. 74】

まさに個人崇拜！松崎氏に批判意見が届かないのも当然か！

東労組元会長・松崎明氏は、自分に対する組織私物化の批判は「分裂した人」による「悪意による宣伝」「ためにする議論」であり、それ以外の人からの批判は聞いていないという。

そこで、2002年10月31日に嶋田元副委員長ら8人の本部役員の辞任に対し、東労組本部が2003年1月23日に出した「8人の中央指導部の辞任に対する見解」を紹介し、東労組指導部が松崎氏をいかに尊崇しているかについて、改めて検証してみたい。

※「8人の中央指導部の辞任に対する見解」より抜粋

彼ら(注:辞任した8人)は松崎前顧問からの「自立」を強調しているようだが、これまでも一貫として「自立」の努力はしてきた。これからも努力していくことは当然のことである。将来にわたって盤石なJR東労組を松崎前顧問とともにつくること、これがJR東労組の基本的な組織戦略である。

-(中略)-我々は松崎前顧問を組織外の人だとは思っていない。JR東労組の育ての親であり、紛れもなくJR東労組にとっての重鎮である。この事実は揺ぐものではない。今でも労働運動の第一線で闘っていること、卓越した洞察力と的確な判断、そして陰に陽に実践的なアドバイスをしてくれる松崎前顧問は、「余人をもって代え難い」存在である。JR東労組のみならず、日本の労働運動にとっても必要な人物である。この評価を否定し「おら下がり」と言うなら、それは明らかに見解の相違であって、そのように思っている者とは闘うしかないことを明らかにしておく。

この見解は、松崎氏が2002年に東労組の顧問を辞め、一切の組合役職から退任した時期に、嶋田氏ら「JR東労組を良くする会」のメンバーが公然と反旗を翻したほか、JR浦和電車区事件が刑事事件化されるなど、JR総連・東労組が厳しく指弾され、彼らの危機感の高まりを受け、松崎氏を守り、組織を固めるために出されたものと考えられる。「育ての親」「重鎮」「卓越した洞察力と的確な判断」「余人をもって代え難い」「日本の労働運動にとっても必要な人物」など、同氏を異常なまでに褒め称える姿勢には恐れ入る。ここまで個人崇拜する組織の中で、松崎氏の耳に批判意見が届かないのも仕方ないことだろう。

乞うご期待！次号からは業務上横領事件の事実関係を詳細に検証！

一方、松崎氏らJR総連・東労組の中枢部のメンバーが、JR総連、東労組、日本鉄道福祉事業協会、鉄道ファミリー、さつき企画、さつき会など、様々な関係団体の口座と個人の口座との間で、億円、千万円単位の資金の出し入れを行い、高級別荘を続々と購入、転売するなどしていたことが、警察の捜査により明らかになっている。警察は、松崎氏と前号で紹介したS氏、職員のY氏、H氏の4名を被疑者として、彼らが共謀して業務上横領を行ったとする事件を捜査してきた。結局、事件は不起訴となり、JR総連・東労組は「公安警察による組織破壊のためのでっち上げ」などと主張している。彼らは都合のよい宣伝を繰り返すだけで、一般組合員には事実が正しく伝わっていないのが実態だ。

そこで本情報では、次号より、この被疑事件に関し、彼らの組織内部で実際に何がなされてきたのかを検証し、事実関係を明らかにしていきたい。たとえ起訴されなかったとしても、組合費がいかんにかずさんに扱われているか、また、常識外れの別荘売買などがどのように行われてきたか、組合員には知る権利があるはずだ！

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2009年12月21日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No. 75】

業務上横領の被疑事実を今後詳細に検証！

前号で告知したように、本号より、松崎氏らJR総連・東労組の中枢部のメンバーが、JR総連、東労組、および様々な関係団体の口座と個人の口座との間で、億円、千万円単位の資金の出し入れを行い、高級別荘を続々と購入、転売するなどしていた業務上横領の被疑事件の事実関係について、裁判の判決文などを基に、詳細に検証していくこととする。

2009年6月、JR総連、東労組、関連団体、松崎氏、および関係者らが原告として、国（裁判所）と東京都（警視庁）を相手に損害賠償を求めた裁判（国家賠償請求訴訟）の3件の一審判決が、東京地裁で次々と言い渡された。「マングローブ」の著者である西岡研介記者は、東労組元会長の松崎明氏が原告となっている「週刊現代裁判」で当該3通の判決書を証拠として提出した。JR連合は、西岡記者よりこれを手に入れたので、本情報での検証の基礎資料として活用していく。

次に、当該3件の裁判の概要であるが、まず、6月9日に判決が言い渡されたのは、松崎元会長ほか3名（前号で紹介したS氏、Y氏、H氏）に対する業務上横領被疑事件の捜査のため捜索差押えを受けたJR総連と東労組が、2005年12月に行われた警視庁による家宅捜索が違法であるとして、国（裁判所）と東京都（警視庁）に総額3,630万円の損害賠償を求めていた事件についての裁判である。

また、6月19日に判決が言い渡されたのは、日本鉄道福祉事業協会元理事長のS氏と同協会職員であったY氏（上記S氏、Y氏と同一人物）に対する業務上横領被疑事件で、2007年2月に「目黒さつき会館」などの家宅捜索が行われたことについて、S氏をはじめ同協会、JR総連、鉄道ファミリー、捜査の際に身体捜索が行われた松崎氏を含む24名を原告として、国と東京都に総額9,339万円の損害賠償を求めていた事件の裁判である。

さらに、6月24日に判決が言い渡されたのは、松崎氏（原告）が一連の家宅捜査やマスコミへの情報提供などは不当であるとして、国と東京都に総額1億2,100万円の損害賠償を求めていた事件の裁判である。

JR総連・東労組は自ら事実関係を組合員に明らかにせよ！

これら判決に対するJR総連の反応は、JR総連通信（No.948、950、952）に詳しく記載されている。「6・9判決」で44万円の支払い命令が下ったことで、彼らは「勝利判決」と述べているが、一部の押収物は事件との関連性がないとしたものの、本件被疑事実の嫌疑（松崎氏がJR総連国際交流基金の口座から3,000万円を引き出し、個人のリゾートマンションの購入費等に充てた業務上横領の嫌疑）は明確に認めている。また、「6・19判決」「6・24判決」は、いずれも原告の請求を棄却した。なお「6・19判決」に関する被疑事件とは、S氏とY氏が鉄道福祉事業協会の口座から、S氏所有のログハウス購入等の目的で約1億5,000万円をS氏の個人口座に振り込んで横領したというもの。これらの判決文には、松崎氏、S氏、Y氏、H氏による業務上横領被疑事件の事実関係が詳細に記載されている。

いずれの事件も不起訴処分にはなったが、JR総連・東労組は、自組織や関連団体、松崎氏ら組合幹部や中枢人物の個人の金銭について、業務上横領の嫌疑が掛けられたのであるから、裁判で明らかにされた事実関係を自ら組合員に説明する義務があるはずだ。

「検証・JR革マル浸透と組織私物化の実態！」はJR連合ホームページに掲載中！ <http://homepage1.nifty.com/JR-RENGO>

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2009年12月24日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No. 76】

警視庁捜査にJR総連と関係団体は大慌て！

松崎氏がJR総連国際交流基金の口座から3,000万円を引き出し、個人のリゾートマンション購入費等に充てたという業務上横領被疑事件は、「6・24判決」によれば、2003年6月、暴力行為事件に関して「目黒さつき会館」内を捜索し、JR総連などから多数の物件を差し押さえた際、当該口座に係る預金通帳が含まれており、これがきっかけで嫌疑が明らかになったということである。西岡研介著「マングローブ」の記述を基に解説すると、この暴力行為事件は、2002年6月にJR総連の役員3名が東京駅付近においてJR東海の助役を取り囲み暴行を加えたとするもの（後に不起訴処分）。警視庁公安部は、2003年6月の自宅捜索に続き、同年9月に日本鉄道福祉事業協会が持っていた貸金庫等を捜索したという。

松崎氏の息子は「さつき企画」社長を辞めハワイに移住！

そして「その3ヶ月後の03年12月、A（注：松崎氏の息子）はまるで公安部の捜査から逃れるかのように、家族とともに渡米。松崎が購入した、ハワイ州コナ氏の超高級コンドミニアムに移り住むのである。さらにその1ヶ月後の04年1月、Aはさつき企画の代表取締役も辞任している」ということだ（p.103）。この件について、松崎氏は「週刊現代裁判」で次の通り証言している（No.72 参照）。

（被告代理人）なぜ（A氏は）2004年の1月に（さつき企画の社長を）辞めたんですか。（松崎）それはいろいろ騒ぎが起こされて、とくに分裂をしようとしたような方々が様々な誹謗中傷をやったり、検察公安部がいろいろ入ってきたということによる障害があったからだと思います。（代理人）どんな障害ですか。（松崎）それは、さつき企画にも公安がいろいろやってきて、嫌がらせ、妨害するであろうと、そういう思惑があったと思います。

松崎氏の言う「障害」とは、警視庁公安部による上記の捜索のことを指しているのだろう。さらに、「6・19判決」には裁判所による「認定事実」として次の通り記載している。

さつき会の会計処理は、ずさんであり、会計帳簿等の整理もされず、長年にわたり、不明瞭な会計処理がされていた。-（中略）-別件暴力行為事件（注：上記の東京駅事件）において、原告福祉事業協会や原告JR総連等から多数の関係資料が押収され、事情聴取を受けた関係者らから、公安当局が、関係団体の間の資金の流れについて関心を有しているとの情報を得て、その捜査に対する対応のために、原告Y（注：現JR総連特別執行委員）は、平成15年10月18日、さつき会の事務局長に就任し、財政を調査した結果として、平成16年2月27日付け「さつき会の財務状況等に関する中間報告」を作成した。さつき会は、平成16年5月7日に開催された定期評議員会の決議で解散したとされている。

なお、「さつき会」とは1987年に動労が解散する際に設立された法人格のない団体で、動労時代の役職員の退職金の債務なども継承されたという。

松崎氏の息子の海外移住や「さつき会」の解散など、警視庁の捜査に対し、何とも怪しい対応である。関係者の周章狼狽ぶりが表れており非常に興味深い。JR総連と関連団体の中でどのような対応がされていたのか、今後、じっくりと検証していくこととしたい。

「検証・JR革マル浸透と組織私物化の実態！」はJR連合ホームページに掲載中！ <http://homepage1.nifty.com/JR-RENGO>

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2009年12月28日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No. 77】

そもそも沖縄の別荘は松崎氏の資金で購入したのか？

本号より、松崎氏業務上横領の被疑事件の検証を開始したい。この事件の事実関係については、「6・24 判決」に、以下の通り、詳しく記載されている（年は西暦に修正）。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)ア(本件格差捜査における原告(注:松崎氏)の嫌疑の有無)

(1) 前記争いのない事実等に加え、証拠及び弁論の全趣旨によれば、警視庁の捜査の結果、本件各令状(注:2005年12月の家宅捜索における捜査差押許可状)の発付を請求した時点で、以下の事実が判明していたものと認められる。

ア 本件土地(注:沖縄県今帰仁)について

(ア) 原告の妻Mは、1995年5月13日、氏名不詳者との間で、本件土地を1,373万2,000円で買った。

(イ) さつき商事株式会社(注:さつき企画の前身)の取締役であったTMは、同年9月13日、上記売買契約の仲介者に対し、本件土地代金を現金で支払った。

(ウ) 原告及びM名義の銀行口座から、本件土地の価格に相当する金員の出入りは認められなかった。

(エ) Mは、2000年1月15日、日本鉄道福祉事業協会(注:以下、福祉事業協会という)との間で、本件土地を代金687万8,100円で売った。

イ 本件建物(注:上記土地に建設した別荘)について

(ア) さつき商事は、1995年5月13日、M社(注:住宅会社)に対し、本件建物の建築を注文し、同社はこれを請け負った(以下「本件請負契約」という)

(イ) さつき商事とM社は、同年12月26日、1996年3月25日、同年6月26日にそれぞれ、本件建物の追加変更請負工事を締結した(以下「本件各追加変更契約」という)

(ウ) 本件請負契約及び本件各追加変更契約に基づく工事代金や登記申請費用等の諸費用の合計(以下、「本件建物代金」という)は、5,299万2,464円であり、以下の通り支払われた。

a 1995年5月15日、M社名義の口座に、TO名義で620万5,000円が振り込まれた。

b 同年12月8日、小切手により700万円が支払われた。同小切手は、「東日本旅客鉄道労働組合執行委員長松崎明」名義の定期預金口座の元利金が原資であった。

c 1996年2月3日、小切手により1,000万円が、現金により170万円がそれぞれ支払われた。同小切手は、TM名義の定期預金口座の元利金が原資であり、現金は、同日、TM名義の普通預金口座から230万円が払い戻されていた。

d 同月22日、小切手により1,100万円が、現金により70万円がそれぞれ支払われた。同小切手は、「東日本旅客鉄道労働組合総務財務部」名義の普通預金口座の元利金が原資であり、現金は、同日、TM名義の普通定期預金口座から現金70万円が払い戻されていた。

e 同年4月30日、1,600万円が小切手により支払われた。同小切手は、「東日本旅客鉄道労働組合」名義の定期預金口座の元利金が原資であった。

f 同年5月10日、12万1,970円が現金により支払われた。

g 同年6月27日、M社の口座に、19万5,494円が振り込まれた。

(エ) 上記各金員について、原告およびMの個人資産から本件建物の価格に相当する金員の出入りは認められなかった。

(オ) さつき商事は、2000年1月15日、福祉事業協会に対し、本件建物を売った。

松崎氏夫妻の個人資産から土地・建物の金員の出入りは認められず！

この後、沖縄の土地・建物を売却し、松崎氏は、それを原資にハワイのリゾートマンションを購入するのだが、まずは、ここまでの部分から検証を開始したい。裁判所が認めた事実関係を読むと、そもそも、この沖縄の物件は松崎氏夫妻の個人の資金で購入したのか、との疑問が湧いてくる。この別荘は、果たして、松崎氏の資産といえるのだろうか？

「検証・JR革マル浸透と組織私物化の実態！」はJR連合ホームページに掲載中！ <http://homepage1.nifty.com/JR-RENGO>